静岡県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、河津町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成30年1月16日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

上峰上沢土砂災害警戒区域 上峰上沢土砂災害特別警戒区域 上峰ノ沢土砂災害警戒区域

上峰下沢土砂災害警戒区域 上峰下沢土砂災害特別警戒区域

鍛冶屋沢土砂災害警戒区域

大沢土砂災害警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 土石流
- 3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び河津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

静岡県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項 及び第9条第1項の規定により、河津町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域に指定する。

平成30年1月16日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

获ノ入川左支川A土砂災害警戒区域 获ノ入川左支川A土砂災害特別警戒区域 获ノ入川右支川A土砂災害警戒区域 获ノ入川右支川A土砂災害特別警戒区域 获ノ入川右支川B土砂災害警戒区域 获ノ入川右支川B土砂災害特別警戒区域 泉奥原西沢土砂災害警戒区域 泉奥原西沢土砂災害特別警戒区域 泉奥原東沢土砂災害警戒区域 泉奥原東沢土砂災害特別警戒区域 大鍋川左支川土砂災害警戒区域 大鍋川左支川土砂災害特別警戒区域 大鍋川右支川土砂災害警戒区域 大鍋川右支川土砂災害特別警戒区域 小鍋川右支川A土砂災害警戒区域 小鍋川右支川A土砂災害特別警戒区域 小鍋川右支川B土砂災害警戒区域 上佐ヶ野沢A土砂災害警戒区域

見高浜東沢土砂災害警戒区域 見高浜東沢土砂災害特別警戒区域 縄地東沢A土砂災害警戒区域 縄地東沢A土砂災害特別警戒区域 縄地東沢B土砂災害警戒区域 縄地東沢B土砂災害特別警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
- 3 区域の表示 次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び河津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

静岡県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項 及び第9条第1項の規定により、河津町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域に指定する。

平成30年1月16日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

梨本D土砂災害警戒区域 梨本D土砂災害特別警戒区域 川津筏場原田土砂災害警戒区域 川津筏場原田土砂災害特別警戒区域 天子平北土砂災害警戒区域 天子平北土砂災害特別警戒区域 知良野田土砂災害警戒区域 知良野田土砂災害特別警戒区域 谷津大久保土砂災害警戒区域 谷津大久保土砂災害特別警戒区域 下ノ山土砂災害警戒区域 下ノ山土砂災害特別警戒区域 川上A土砂災害警戒区域 川上A土砂災害特別警戒区域 中山土砂災害警戒区域 中山土砂災害特別警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び河津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

静岡県告示第40号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項 及び第9条第1項の規定により、静岡市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域に指定する。

平成30年1月16日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

春日二丁目土砂災害警戒区域 春日二丁目土砂災害特別警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 - 急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示

次の図のとおり

4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県静岡土木事務所及び静岡市に備え 置いて縦覧に供する。)

静岡県告示第41号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、焼津市及び藤枝市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成30年1月16日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

小浜コット土砂災害警戒区域 小浜コット土砂災害特別警戒区域 小浜下ノ谷土砂災害警戒区域 小浜下ノ谷土砂災害特別警戒区域 浜当目一丁田土砂災害警戒区域 浜当目一丁田土砂災害特別警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示 次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県島田土木事務所、焼津市役所及び藤枝市役所に備え置いて縦覧に供する。)